

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N556  
2017・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 給費制復活に向けた活動と修習給付金の創設…………… 萱野 唯  
「単なる理想か? —憲法の可能性と実現力」…………… 西川研一  
—来なきゃ損する?! 第16回人権研究交流集会全体会シンポジウムの魅力について  
(株)ダイトーウイングを提訴—高齢者を狙う催眠商法…………… 今泉義竜  
300万円も用意できません! 「選挙供託金違憲訴訟」のご報告…………… 鴨田 譲  
ホワイト認証について—ホワイト企業の時代が来たる…………… 瀧谷 望

## ロースクールの実情と法曹養成

- 合格率下位の地方国立ロースクールでの生活…………… 下地聡子

## シリーズ 憲法審査会審議批判: 番外編

- 2017年4月25日の共謀罪参考人招致からみる国会情勢…………… 久保木太一  
APRN隔年会議2017—「Resisting Militarism & Building People's Power & Democracy  
(軍事主義への対抗と人民の力と民主主義の構築)」の共催…………… 長谷川弥生  
フィールドワーク@長野・無言館—あいち支部報告…………… 林 翔太



パプアニューギニアの子ども

## 「単なる理想か? —— 憲法の可能性と実現力」

—— 来なきや損する?! 第二六回人権研究交流集会全体会シンポジウムの魅力について

第一六回人権研究交流集会  
実行委員会 本部事務局長

西川 研一

かねてよりお知らせしているとおり、二〇一七年二月二五日(土)〜二六日(日)の日程で、第一六回人権研究交流集会が大阪で開催されます。

### ■ テーマ決定しました!

さて、第二六回集会のテーマは「単なる理想か? —— 憲法の可能性と実現力」に決まりました。

共謀罪の成立に向けた動きや、先日安倍首相が

改めて明言した憲法「改正」の動きなどを挙げるまでもなく、現在、憲法的価値は危機に瀕しています。このような情勢のもとで、憲法は単なる理想なのか、そうではなく、その掲げる理想を具体化できる可能性を有し、その実現する力を有しているのではないか、そのことについて深めていこうという趣旨で、上記テーマに決定しました。

### ■ シンポジウム概要

このテーマをもとに第二日目である二月二六日(日)に全体会シンポジウムが開催されます。

#### 全体会シンポジウム

「単なる理想か? —— 憲法の可能性と実現力」

日時：二月二六日(日) 午前一〇時〜一二時

第16回  
**人権研究  
交流集会**  
あと5カ月

(予定)

〈パネリスト〉

木村草太氏(首都大学東京教授・憲法学)

金平茂紀氏(ジャーナリスト・TBS「報道特集」

キャスター)

猿田佐世氏(弁護士・新外交イニシアティブ事

務局長)

太田啓子氏(弁護士・明日の自由を守る若手弁

護士の会)

〈司会〉 今泉義竜氏(弁護士)

前置きが長くなりましたが、今回の記事のミッ  
ションは、この全体会シンポジウムの魅力の二端  
をお伝えすることにあります。

本当なら二晩ほどかけて語りたいところではあ  
りますが、お忙しい皆さんのためにこのあと二分  
で読めるようにまとめました。最後までよろしく  
お付き合い願います。

魅力② 魅力を三つの角度か  
ら挙げてみました。

魅力① 豪華パネリ  
ストからアイデアとパ  
ワー、そして勇気をも  
らえる

魅力② 「憲法学会

の若き俊英」(新書帯より)の英知に触れることが  
できる

魅力③ 明日に向けての憲法の可能性、実現力  
を自らのものにできる

### ■ シンポジウムの魅力①

全体会シンポジウムも、「単なる理想か?—憲  
法の可能性と実現力」というテーマに沿って展開  
します。まずは各分野で憲法問題に取り組んでい  
るパネリストから、現状の問題点だけでなく、ど  
のような先進的取り組みが行われているのか、そ  
の取り組みをするにあたっての工夫や創造などを  
語っていただきます。

おそらく、金平茂紀さんからはジャーナリズム  
の分野について、猿田さんからはトランプ政権後  
も含めた日米関係について、太田啓子さんからは  
憲法カフェなどの取り組みについてそれぞれ聞け  
ると思います。

え? それって知ってるよ!! という方もご安  
心ください。せっかくのシンポジウムなのですか  
ら、著書やインターネットには書かれていない、  
当事者ならではの苦労や工夫、ここでしか話せな  
いことなどを大いに語っていただく予定です。単  
なる理想論ではない、生の苦労やそれを乗り越え  
た経験が見えてきます。そこからは、ご自身の憲  
法問題の取り組みへのアイデア、パワー、そして

勇気をも得ていただくことができるはずです。

### ■ シンポジウムの魅力②

ここまででも十分に素晴らしい内容になるはず  
ですが、さらに今回は木村草太さんというスペシ  
ヤルゲストにご登壇いただきます。

みなさまもご存知の通り、木村さんは「報道ス  
テーション」でのコメンテーターをはじめとして多  
くのマスコミに出演され、多様な話題についてシ  
ヤープな切り口で、我々に憲法的視点とは何か、  
を伝え続けてくださっている「若き俊英」です。

今回のシンポジウムでは、木村さんには、他の  
パネリストが取り組んできた問題について、憲法  
的に突き詰めて考えるかどうか、専門家とし  
てのシヤープな憲法的視点を提示していただく予  
定です。各分野のそれぞれの場面において、憲法  
が単なる理想なのか、そうでなく実現可能なもの  
なのか、その英知に触れることで結論づけること  
ができると思います。

### ■ シンポジウムの魅力③

ここまでくれば、魅力③はもうお分かりかと  
思います。シンポジウムに参加したみなさんが魅  
力①、魅力②を通じて得ることができるものは  
……。そう、憲法の可能性と実現力への確信と明  
日へのエネルギーです!

そのエネルギーをみなさんが所属する各分野に持ち帰って、それぞれの現場でたまたかいを再開し、憲法を単なる理想にとどめず、憲法の可能性を実現していただければと思います。

なお、このシンポジウムをコーディネートしてくれるのは、青法協弁学会合同部会のなかでも憲法通と評価されている今泉さんです。多様な魅力にあふれるシンポジウムをきつとまとめきつてくれると思います。

このような全体会シンポジウム、現在実行委員会一丸となつて全力で取り組んでいます。参加いただいたみなさんに必ずやご満足いただける内容にしてまいります。

ぜひ、人権研究交流集会、そして全体会シンポジウムにご参加をお願いします！

## 人権研究交流集会 11月25日(土)～26日(日) in 大阪

### 分科会の内容・時間割りも決まりました！

第16回人権研究交流集会実行委員会 現地事務局長 大前 治

集会1日目となる11月25日(土)には、豊富な内容の分科会が開催されます。本紙今月号から、分科会の紹介を順次掲載します。興味のある分科会に、ぜひご参加ください。分科会のタイトル、担当者、開催時刻は以下のとおりです。

#### ■ 11月25日(土) 14:10～16:00

|                                                 |            |
|-------------------------------------------------|------------|
| 「2020 東京五輪」を問う<br>——招致される「非常事態」、五輪ファシズムを迎え撃つために | 喜久山大貴（京 都） |
| ブラック企業、ブラックバイト分科会                               | 清水 亮宏（大 阪） |
| 裁判必勝法 Part 4                                    | 北村 栄（あいち）  |
| 人権活動のできる法律事務所経営<br>——人権擁護の砦を守るために(前半)           | 指宿 昭一（東 京） |
| ギャンブル被害のない社会をめざして                               | 吉田 哲也（兵庫県） |
| 保育と裁判 ——子どもの最善の利益を守れるか                          | 藤井 豊（京 都）  |
| 「フクシマ」から見えてくるもの                                 | 中島 宏治（大 阪） |

#### ■ 11月25日(土) 16:10～18:00

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| ヘイトハラスメント裁判から見る排外主義・差別主義              | 金 星姫（大 阪）  |
| ホワイト認証制度について —— ブラック企業をなくすために         | 石井 宏之（東 京） |
| 公共放送のあり方を問う —— NHK集団訴訟は何を問いかけるか       | 辰巳 創史（大 阪） |
| 人権活動のできる法律事務所経営<br>——人権擁護の砦を守るために(後半) | 指宿 昭一（東 京） |
| 青法協と思想信条の自由(憲法19条)                    | 中平 史（大 阪）  |
| あすわか発！ 憲法カフェの広げ方                      | 遠地 靖志（大 阪） |
| 「新基地建設」は阻止できるか？                       | 松崎 暁史（沖 縄） |

## 分科会の紹介

### あすわか発！ 憲法カフェの広げ方

#### あすわか憲法カフェ分科会

テレビなどにも取り上げられました。

憲法カフェに参加した人が、次は主催者として憲法カフェを主催し、広がっているのも憲法カフェならではです。

どうやったらわかりやすく伝えることができるのか、どうやったら広がっていくことができるのか、あすわかから、内山宙弁護士、弘川欣絵弁護士、小谷成美弁護士が、憲法の伝え方、広げ方をレクチャーします。乞うご期待！

(大阪 遠地靖志)

ビンゴ……さまざまな工夫を凝らして、楽しく、わかりやすく憲法を学べると好評で雑誌や新聞、

憲法改正、緊急事態条項、九条三項加憲……

憲法のキホンのキから話してほしいって依頼されたけど、どうやったらわかりやすく話せるんだろう？ 講演会や学習会をしても、いつも来るのは同じ人ばかり。普段、憲法や政治のことに関心のない人に来てもらうにはどうしたらいいんだろう？

日々、学習会の講師をするなかで、こんな悩みを抱えていますか。そんな人にぴったりなのがこの分科会です。

二〇一三年に発足した「明日の自由を守る若手弁護士会」(あすわか)は、全国各地で一五〇〇以上「憲法カフェ」を開催してきました。クイズや紙芝居、演劇、タカラヅカ、パペット人形、憲法

### 「二〇二〇東京オリンピック」を問う

— 招致される「非常事態」、五輪ファシズムを迎え撃つために

#### 二〇二〇東京五輪分科会

二〇二〇東京オリンピックは、政府自らが招致している「非常事態」です。政府は、非常態下

のテロ対策を口実に治安警備や軍備拡張、改憲にまで踏み込もうとしています。東京五輪が人権侵

害の免罪符として使われている以上、現在の社会問題を考える上では東京五輪の存在は無視できません。

さらに招致の際には、原発事故による放射能汚染が収束のめどが立っていないにもかかわらず、福島状況は「アンダーコントロール」であるとの虚偽演説が行われました。政府は、東京五輪を先取り的に「復興五輪」と位置付け、被災者の声を

圧殺しようと目論んでいるのは明らかです。

競技施設の建設予算の問題だけでなく、裏金や都市の再開発による住民排除など、東京五輪にまつわる問題は複雑多岐にわたります。不正の限りを尽くした「平和の祭典」への向き合い方を一緒に考えましょう。

当分科会では、一橋大学教授の鶴飼哲さんをゲストにお招きし、列島を包み込もうとしている五

輪ファシズムの正体と運動の展望について詳しく

お話しいただくことを予定しています。当分科会は六九期の新人弁護士らが中心となつて企画しています。ここから派生した「東京オリンピック問題を考える弁護士有志の会」の活動について紹介することも予定しています。

多くの方の参加をお待ちしております。

(京都 喜久山大貫)

## 若者の使い潰しをいかに防ぐか

—働き方改革が提唱される今、改めて考える—

### ブラック企業・ブラックバイト分科会

若者を大量に採用し、過酷な労働で使い潰して離職に追い込む「ブラック企業」が大きな社会問題となつてから数年が経ちました。弁護士、労働組合、学者、NPOなどの取り組みを経て、それまで個別事案として扱われてきた若者の使い潰しの問題が、国が対策に乗り出す社会問題になりました。

また、学生が学生らしい生活を送れなくしてし

まう「ブラックバイト」、求人と実態が異なる「求人詐欺」など、関連する新たな問題も注目されるようになっていきます。

一方で、個別企業のもぐら叩きで終わらせないためにどのような取り組みが必要か、ブラック企業に入社した若者が泣き寝入りという選択肢を取らないためにどのような啓発活動が必要か、などの課題もあります。

当分科会では、「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題に取り組む弁護士や、現場で活躍している労働組合の取り組みなどを紹介しながら、ブラック企業問題の新たな展開について模索したいと思います。

電通事件や安倍政権の働き方改革を受けて、長時間労働の問題をはじめとする「働き方」の問題が大きな社会的関心を集めている今、改めて考えるべき問題だと思ひます。

多数の方のご参加をお願いいたします。

(大阪 清水亮宏)

# 「ヘイトハラスメント裁判」

—だれもがいきいきと働ける社会のために  
法律家は何ができるのか

## ヘイトハラスメント分科会

二〇一五年八月三十一日に、大阪の大企業であるフジ住宅株式会社と同社代表者会長を被告として、同社に長年勤務するパート社員の在日コリアンが起こした「ヘイトハラスメント裁判」が始まりました。

フジ住宅株式会社では、全役職員への配布資料として、業務内容とは一切関連のない新聞記事のコピーやフェイスブック記事コピー、DVDや書籍などが連日配布されており、その中には「南京大虐殺はなかった」「慰安婦を強制連行して奴隷のように扱った事実はない」といった内容のものが非常に多く含まれていました。また、資料の中には、以下のような感想が含まれた、正社員らの業務日報等も入っていました。

「韓国は（略）嘘をついても責任を取らない、嘘が蔓延している民族性だと思いました」「自分の都合の良い事しか考えないという中国、韓国の国民

性は私も大嫌いです。」

このような職場で就労している原告の負った精神的苦痛は計り知れません。

本裁判は、レイシズムや排外主義に晒された原告の被害を回復する裁判であると同時に、全ての労働者が、国籍や民族・文化が異なっても互いに市民的自由を享受しいきいきと働ける就業環境を実現するための労働裁判としての意義を有しています。

当分科会では、この裁判を題材として、日本社会におけるレイシズムや排外主義について改めて考え、法律家に何ができるのかを共に考えたいと思います。たくさんのご参加をお待ちしております。

（大阪）金 星姫

第16回  
人権集会

### WEBでも宣伝を開始します。ご注目ください！

青法協弁学合同部会ホームページに、バナーを設置しました。  
じきに第16回人権研究交流集会特設サイトとリンクする予定です。  
全体会・分科会の詳細なども、順次公開いたします。ぜひともご注目ください。  
みなさまのご参加とご支援をよろしくお願いいたします。

集会宣伝用のチラシ・チケットの購入申し込みは、  
本部事務局 (bengaku@seihokyo.jp) までお問い合わせください。



第16回

人権研究交流集会

2017年11月25日(土)・26日(日)

会場：大阪府教育会館「たかつガーデン」

### 単なる理想か？

### 憲法の可能性と実現力



木村草太 金平茂紀 猿田佐世 太田啓子

■1日目/25(土) 13:00~14:00 憲法劇(あすわ兵庫) / 14:10~17:00/16:10~18:00 13分科会 ■2日目/26(日) 10:00~13:00(9:30開場) 全体会「シンポジウム」

# (株)ダイトウイングを提訴

## 高齢者を狙う催眠商法

東京 今泉 義竜

(二)

〇一六年四月二日、岸朋弘弁護士とともに、健康機器販売会社(株)ダイトウイングに対する不当利得返還請求訴訟を千葉地裁に提訴した。

被害者である原告たちは七〇代〜八〇代の女性三名、被害金額は合計約一八〇〇万円である。

ダイトウイングは、家庭用電気磁気治療器「ドリームシャワー」「マグネタイザー」など家庭用健康機器の販売等を目的としている。親会社はダイトウグループである。

同社は、各地で会場を転々と移しながら高齢者を集めて高額な健康機器や健康食品を販売している。

会場では、店長が巧みな話術を披露したり北島

三郎の歌を

歌ったりし

て、参加者

を笑わせる

という。原

告の一人生

稲さんは、

楽しい催し

が毎日開催

されるので

参加してい

ると、「ド

リームシャ

効果うたい高齢者に  
高額商品売りつけが

### ドリームシャワー

磁気で健康！「ドリームシャワー」

ドリームシャワーは、一斉電流の電気で磁気線を生み出せる治療器です。あなたご自身の健康増進に交流電流治療器「ドリームシャワー」をお役立てください。



### ダイトウイング

高齢者を集め「糖尿病にきく」「うつが治る」とうたって商品を約30万円で売り込む

ドリームシャワーを紹介するダイトウグループのウェブサイト

ワー」という磁気治療器を紹介された。

糖尿病で壊死した足の写真を示された後、その本人と自称する人が会場に登場し、ドリームシャワーで足が治ったという体験談を聞かされた。今振り返ればおかしいと思うことも、当時は信じ切ってしまったそう。うつ病が治ったという体験談も聞かされた。店長たちも、ドリームシャワーについて「糖尿病に効く」「うつ病がよくなる」などと言ったとのことである。

(生)

稲さんは、五〇代のころから糖尿病と診断され、投薬治療をずっと受けていた。生稲さんは会場で体験談を聞く中で、店長たちの言葉を信じ、ドリームシャワーを一台購入してしまった。すると、副店長から「一台では足りない」といわれて次々購入し、結局二年の間に合計二八個ものドリームシャワーを購入してしまった。その他の健康食品などもあわせると、生稲さんは合計九〇〇万円以上の大金を被害にすぎ込んだ。

ほかの原告も、「あなたも糖尿病治るよ」「ドリームシャワーを局部にあてればトイレの回数も減るよ」「耳も聞こえるようになる」とドリームシャワーを勧められ、次々と購入した。

しかし、当然のことながら期待した効果は全くない。生稲さんは、医師から「そんなもの効かない」と言われて初めて騙されたことが分かったそ

うだ。生稲さんは、二〇一六年に被告に返品を申し入れたものの、ごく一部を除いて拒絶されたことから、ご相談に来た。

### 本

件の売買契約は、営業所以外の場所で締結されており、特定商取引法上の「訪問販売」にあたると考えられる。

一定期間だけ設置される特設会場に高齢者を集めて次々と高額商品を購入させるという本件のような手口は、いわゆる催眠商法（SF商法）といわれるものである。

訴状では、本件の各契約について、公序良俗違反による無効、錯誤による無効、詐欺取消し、消費者契約法に基づく取消し、特定商取引法に基づく取

消し・解除を主張し、代金の返還を求めている。

いわゆる催眠商法は各地で行われているが、実際に被害者が声をあげて提訴するというケースはそれほど多くはないようだ。催眠商法をきちんと断罪する司法判断を勝ち取り、高齢者を食い物にする業者を撲滅していきたい。

# 三〇〇万円も用意できません！

## 「選挙供託金違憲訴訟」のご報告

埼玉 鴨田 譲

### 1 「選挙供託金違憲訴訟」とは？

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、衆議院・参議院いずれも選挙区で三〇〇万円、比例区で六〇〇万円という高額の供託金を納めなければならず、しかも、得票数が一定以下の場合には没収される制度になっている（公職選挙法九二条、九三条）。

埼玉県在住のA氏は、二〇一四年二月一四日

に行われた第四七回衆議院小選挙区選挙に立候補しようと思いい、立候補に必要な各種書類を揃え、提出したものの、小選挙区の立候補者に必要な三〇〇万円の供託金を用意することができず、供託証明書の提出ができなかったため、同選挙に立候補することができなかった。

そこで、A氏のように、経済的理由によって国政選挙に立候補できない現行の選挙供託金制度は不当であると考える弁護士有志によって、選挙供

託金違憲訴訟弁護団が結成された（弁護士長…宇都宮健児弁護士、事務局長…鴨田）。

そして、衆議院議員の選挙区選挙の供託金三〇〇万円を定めた公職選挙法九二条一項一号が立候補の自由を保障する憲法二五条一項及び議員の資格の平等を規定する憲法四四条ただし書き等に違反する憲法違反の規定であり、この違憲の法律に基づき立候補の自由を侵害されたA氏は精神的苦痛を被ったとして、A氏を原告、国を被告とし



2016年5月27日、東京地裁にて提訴の記者会見の様子

て、三〇〇万円の慰謝料の支払いを求める国家賠償請求訴訟を二〇一六年五月二七日に東京地方裁判所に提起した。これが「選挙供託金違憲訴訟」である。

## 2 我が国の選挙供託金制度の歴史

我が国の選挙供託金制度は、大正一四（一九二五）年に男子普通選挙制が実施された時から始まる。

この制度が導入された表向きの理由は、売名候補者又は泡沫候補者の立候補を防ぎ、選挙の混乱を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行われる点にあった。

しかし、実質は衆議院議員の選挙供託金が当時二〇〇〇円と高額（当時公務員初任給が年九〇〇円）であったことから明らかに、無産政党（無産者）の議会への進出を抑制することに真の目的があった。この制度は新憲法制定後もそのまま残存した。そして、選挙供託金の金額は、短期間のうちに次々と値上げが行われ、衆議院選挙区選挙では、一九五〇年・三万円、一九六二年・一五万円、一九六九年・三〇万円、一九七五年・一〇〇万円、一九八二年・二〇〇万円と値上がりし、一九九二年に三〇〇万円となり現在に至る。

## 3 被選挙権の権利性

憲法学の従前の通説は、被選挙権を「選挙人団によって選定されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格」（清宮四郎）とし、権利ではなく権利能力と解してきた（権利能力説）。しかし、最高裁は、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり……憲法二五条一項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」と判示し、選挙権と同様に立候補の自由も憲法二五条一項が保障する重要な基本的権利であることを認めた（最大判昭和四三年二月四日三井美唄炭坑事件判決）。

本訴訟において、被告国は、憲法四七条（議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める）を根拠として、現行の選挙供託金制度は国会の裁量の範囲内と主張しているが、立候補の自由の権利性及び重要性に鑑みると、裁量の範囲内とは到底言えない。

## 4 諸外国の供託金制度

日本のような供託金制度を当然のものとして考えている方は少なくないかもしれないが、諸外国の制度を見ると当然のものとは到底言えない。アメリカ、ドイツ、フランス、ロシア、スウェーデンなどの国々ではそもそも供託金制度が存在せず、イギリスは約八万円、カナダは約一〇万円であり、日本の三〇〇万円や六〇〇万円という金額は突出して高額であると言える。

また、韓国の選挙供託金額は現在約一五〇万円とかなり高額であるが、かつて約二〇〇万円であったものが、二〇〇一年七月一九日に韓国憲法裁判所において、庶民層や若者世代が国会に進出できなくなり、真摯な立候補の意思をもつ国民の立候補の自由と有権者の選択の自由を侵害するとして違憲判決が下され、現在の一五〇万円に値下げがなされている。

## 5 我が国における貧困と格差の 広がりとは候補の自由の侵害

周知のとおり、我が国の貧困と格差の広がりは深刻である。二〇二二年の相対的貧困率は一六・一%、非正規労働者は約二〇〇〇万人、年収二〇〇万円以下の低賃金労働者が九年連続で二〇〇〇万人を超えている。また、年金だけでは生活できない高齢者が急増しており、国民健康保険料を支払うことができない世帯が、二〇一五年には約三三六万世帯（全世帯の二六・七%）に上っている。同年における貯蓄ゼロ世帯は全世帯の三〇・九%に

上り、約一五〇〇万世帯が貯蓄ゼロで生活していることになる。二〇一五年二月の生活保護利用者は約二六万人に上る。

このような貧困と格差が拡大している現状を考えると、選挙区三〇〇万円、比例区六〇〇万円という選挙供託金制度は、数千万人の国民から立候補の自由という重要な権利を奪う可能性のあるものである。

## 6 訴訟の進行と署名のお願い

本年（二〇一七年）三月二四日に第三回期日が行われたが、そこで原告側の主張は一通り終え、次

回六月九日の第四回期日で被告国からの反論が予定されている。本件訴訟では、選挙権の分野で著名な只野雅人一橋大学大学院教授（憲法学）にご協力を頂いており、三〇頁以上にわたる意見書を作成して頂き、裁判所に提出した。さらに、只野教授の専門家証人としての証人尋問も行う予定である。

また、本訴訟の支援者団体が裁判所宛の「立候補の自由を侵害する世界一高い選挙供託金制度の違憲判決を求める署名」を集めており、この署名に是非ご協力頂きたい。

# ホワイト認証について

## — ホワイト企業の時代が来たる

東京 澁谷 望

## 一 はじめに

私は、司法試験で労働法を選択するなど、労働法分野に関心があったことから、弊事務所の先輩

が所属していたホワイト弁護士団（以下「W弁護士団」といいます）に参加させていただくことになりました。今回は、W弁護士団が実際に審査を行なっている「ホワイト認証」についてご紹介致します。

## 二 ホワイト認証

ホワイト認証とは、一般社団法人ホワイト認証推進機構（二〇一七年二月一日設立。代表理事仙

谷由人。以下「推進機構」といいます）から独立して存在するW弁護団等が、社内労務管理規定等の整備状況や、実際の労働関係法制の遵守状況（労働環境）を審査して、ホワイト認証基準に適合する場合には、対象企業及び団体（以下「対象企業等」といいます）に対して、ホワイト企業及び団体であると認証することをいいます。

### 三 推進機構・W弁護団

ホワイト認証は、W弁護団、ホワイト社労士の会等が連携して対象企業等を審査し、この結果を基に推進機構及びW弁護団が認証の付与を行います。

W弁護団は、四〇期代のベテランの先生から、私と同じ六九期の弁護士まで多数所属しており、また、労働弁護団、新外交イニシアティブ等、様々な弁護団に所属する先生もいらっしゃいますので、幅広い構成になっています。

### 四 ホワイト認証制度の意義

#### (1) 総論

ホワイト認証制度は、使用者側及び労働者側の双方にメリットがあります。

#### (2) 使用者側のメリット

対象企業等が、労働関係法制を遵守しているということが、客観的に認証されることになるため、

新規雇用の確保や、継続雇用の安定性の確保という効果が期待できます。労働者人口の減少が懸念されている今日においては、これらの効果は大きいものといえます。

また、ホワイト認証を受けた労働環境の下においては、労働者が自身の能力及び意欲を発揮できると考えられるため、対象企業等の中長期的な発展を望むことができます。

さらに、対象企業等は、ホワイト認証を受けたことが、広く知られることにより、ブランド力・信用力・販売力等の向上も見込むことができます。

#### (3) 労働者側のメリット

当然のことながら、労働関係法制が遵守されるようになるため、安心して職務に従事し、自身の能力を発揮することができます。また、ホワイト認証制度は、認証後においても、使用者による労務管理に関する相談のみならず、労働者からの情報提供も対応することにより、継続的に労働環境を整えるという「フォローアップシステム」を導入しているため、適切な労働環境を維持させることが期待できます。

### 五 ホワイト認証の流れ

#### (1) 経営者及び担当者からの聴取と労務管理及び労務実態の調査

担当弁護士は、経営者から、労働関係法制を

遵守する意欲があるのか、現状を適切に把握しているのか等を面談して聴取します。担当社労士は、担当者から労務管理について、書面の審査をし、その上で聴取も行ないます。他にも、労働者全員にウェブアンケートで回答してもらうことが必須条件となっており、労働者の目線での労働環境の実態を調査するというも行なっています。

#### (2) 中間報告とW弁護団による審査・認証

担当弁護士は、中間報告書を作成し、対象企業等の聴取結果等をW弁護団の会議で報告します。同会議で、対象企業等がホワイト認証の基準に達しているかどうかを審査し、問題があれば、助言を行ない、問題がなければ、ホワイト認証を付与することになります。

#### (3) ホワイト認証後

ホワイト認証は、更新制になっており、二年に一度、再審査を行います（自動更新制ではありません）。その間も、フォローアップシステムにより労働者からの情報提供を受けて、大きな問題があれば、ホワイト認証を取り消すこともあるため、経営者による労働環境の維持に対し、期待することができます。

### 六 推進機構及びW弁護団の近時の活動

#### (1) ホワイト認証の付与



二〇一七年五月現在、四法人約二〇事業所に対してホワイト認証を付与しております（五月にも二法人三事業所に対し、ホワイト認証審査を実施する予定です）。

(2) その他の活動

ア 厚生労働省における推進機構設立の記者会見

厚生労働省において、二〇一七年三月一四日、推進機構設立の記者会見を行いました。教社のマスメディアに取り上げていただけたため、ご存知の方もいらっしゃるかと思います。

イ 厚労省の幹部を招いた学習会（意見交換会）

推進機構は、厚労省と対決するというスタンスをとっておらず、むしろ、厚労省の政策で適正なものを後押しするというスタンスをとっております。四月には、働き方改革を初めとする労働関係法制についての意見交換を致しました。

ウ 推進機構主催の連続シンポジウム

『働き方改革とホワイト企業拡大の意義』という

シンポジウムを、六月二二日に開催しました。厚生労働省の幹部や、土田道夫教授を招いてパネルディスカッションを致しました。今後も、年に数回のシンポジウムを開催する予定です。ぜひご参加ください。

## 七 おこいこ

個別的労働事件の解決は、当然に意義のあることとすし、また、労働関係法制についての「あるべき論」「理想論」の提言も大事なことです。しかし、それらが実現されるまでそれを待つのではなく、自分の身の回りで実現できることはないのかという立ち位置での活動も重要と考えています。みなさんが考える労働環境についての理念を、まずは可能なところで実現していくことが肝要だと思います。

ホワイト認証制度は、今年から本格的に始動したのですが、活躍する場が全国各地に多数あるにもかかわらず、まだまだ人員が足りない状況です。私の拙い紹介ではありましたが、興味をもってくださった先生方のなかで、お力やお知恵を貸してくださる先輩や、意欲のある六九期等の若手の先生のご参加を願っております。

最後になりましたが、ホワイト認証制度という新たな試みに対し、温かいご支援やご協力をお願いできれば幸甚に存じます。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail [bengaku@seihokyo.jp](mailto:bengaku@seihokyo.jp)

## 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）

# 合格率下位の 地方国立ロースクールでの生活

沖縄 下地 聡子

## 1 地方国立ロースクールの現状

私の出身校はいわゆる地方（首都圏および関西圏以外）国立ロースクールである。

昨今、地方国立ロースクールは次々と募集停止となっている。設立当初、国立法科大学院は二三校あったが、そのうち七校が募集停止となった。そのすべてが地方に位置している。

私の出身校は、募集停止していない全法科大学院中、累計合格者数が二番目に少ない（四八人）。ゆえに、司法試験合格率だけみればいつ募集停止になってもおかしくない。

## 2 合格率が低いことのメリット

低い合格率を承知で出身校に進学したのは、

地元であることに加え、学習環境の良さであった。学部時代は東京の大学で疲弊したので、国内最大級の広さを持つ自然豊かなキャンパスは魅力的だった。

入学して、講義内容が充実していることに驚いた。上位校と異なり、教員は、ハイレベルの学生の入学を前提にしていない。ゆえに、教員は、一からわかりやすく教え、どんなに基礎的な質問にも答えてくれた。また、元裁判官の三名を含む実務家教員が多数在籍しており、講義内容を創意工夫する方が多かった。もし上位校に入学していたら、教員が要求するレベルと周囲の学生の能力の高さに打ちのめされ、合格は遠のいていたと思う。

また、合格への執着心が薄く、のんびりしているせいか、人間関係のトラブルは皆無だった。一般的に、法科大学院では大きなプレッシャーを抱えた多数の人間が狭い環境で過ごす

ため、いざいざはつきものであると聞く。少なくとも出身校では、合格率の高かった上の期を除いて、どの学年も人間関係が良好だった。合格率の低い法科大学院がみなそうとは言わないが、これを可能にした条件はのんびりした雰囲気だったのではと思う。私の期は、自習室でせんべいを食べるのが流行っていたが、だれも騒音に文句を言わなかった。

## 3 合格率が低いことのデメリット

自身の合格率が下がることその他に挙げられるデメリットは、学内試験プレッシャーの大きかった。

大学院は、合格率の低さを挽回するために単位認定を厳しくしたため、在学中常に精神的負荷が大きかった。どれくらい厳しいかというと、毎年、最終学年で留年する者が一〇人（二五人中、二〜四人いた。つまり、司法試験に出願済みの学生の必修科目ですら、容赦なく単位を落とすのである。単位を三つ以上落としたら、最終学年での留年を経験したりして卒業した先輩は数多くいたが、だれも司法試験に合格していない。ゆえに、無事単位を取得するか否かが、司法試験合格の指標となった。先輩合格者のひとは、特に単位認

## ロースクールの実情と 法曹養成

### 4 地方法科大学院で 合格率が低い理由

定が厳しい講義の小テスト(期末試験ですらない)をふりかえり、「司法試験本番よりあの小テストのほうがつらかった」と笑った。もともと、大学院側も最近方針転換して単位認定基準を緩めたため、昨年、八年ぶりに、最終学年で留年する者は0人になった。

付言して、これは合格率と卵が先か鶏が先かわからないが、図書館と資料室が充実していなかった。他大学院出身の合格者から、ある法律学術誌を勧められたが、その雑誌が図書館になかった。仮にも国立大学である貴学においてその雑誌がないのはおかしいと言われた。公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価では、図書・情報源の整備という項目で、A～Cのうち最低のCと評価された。

前述のとおり、講義内容は良かった。しかし、現実に合格率は低い。その理由のひとつは、情報格差である。司法試験は情報戦の一面が強い。合格に必要な勉強と、そうでない勉強をみきわめるための情報が必要である。法科大学院

が多く位置する都心部であれば、他校の学生と交流でき、合格に必要な多くの情報を入手できる。また、他の法科大学院の講義内容や学生のレベルを知ることができ、奮起につながる。

私の出身校は、離島県に立地するゆえに、他大学院との交流が難しかった。ゆえに、高い料金を払って予備校の講座を受ける以外に情報源を持たない者が多かった。私は、先に合格した友人達(いずれも他大学院出身者)から情報を得た。効果的なゼミの方法や、答案のハウツー等である(言い訳がましいが、私は得た情報をできるだけ多くの受験生と共有した)。数多くの合格者の経験により洗練されていった情報からは、他府県の受験生の、意識の高さがうかがわれた。情報の内容以上に、その姿勢に刺激を受けた。他府県の受験生が高い意識で勉強に臨んでいることを知れば、危機感が生まれる。その危機感をモチベーションにして、情報を活用すれば、合格に直結するのだ。

### 5 地方ロー存続のために

地方国立法科大学院は、できるだけ多くの学校が存続すべきである。金銭的に地元を離

れられない人も法曹を目指すことができる。地方特有の事情に通じた実務家を育成することができ。

存続のための方法のひとつとして、長期休暇中の上位校との交換留学を提案する。お互いの長期休暇中の短期集中講義を受講することで、母校の単位を取得できる制度を創設するのだ。地方国立の学生は、上位校の学生の意識の高さに刺激を受けるし、仲を深めることで後の情報共有にもつながる。上位校の学生は、地方でリフレッシュすることができる。

地方国立ロースクールは、出身合格者にヒアリングする等して、常識に囚われない発想で合格率上昇への方法を模索することが求められると感じる。

シリーズ 憲法審査会審議批判…番外編

# 二〇一七年四月二五日の 共謀罪参考人招致からみる国会情勢

東京 久保木太一

## 1 はじめに

二〇一七年四月二五日、衆議院法務委員会において、共謀罪（テロ等準備罪）法案についての参考人招致が行われた（なお、同年五月一六日に二度目の参考人招致、同年六月一日に参議院で一度目の参考人招致が行われたが、それについての紹介は別の機会に譲ることとする）。

参考人として呼ばれた人物（敬称略）及び推薦した政党（略称）は、以下の通り。

自民党推薦…小澤利朗（元在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使）

公明党推薦…井田良（中央大学大学院法務研究科教授）

民進党推薦…小林よしのり（漫画家）

共産党推薦…高山佳奈子（京都大学大学院法学研究科教授）

維新の会推薦…早川忠孝（弁護士、元衆議院議員）

以下、各参考人の発言を紹介し、必要な限りで評釈を加える。

## 2 小澤参考人

小澤参考人が時間を割いて述べていたのは、TOC条約に加盟することの必要性であった。しかし、参考人五人全員がTOC条約に加盟することには賛成していたことから明らかなとおり、争点はTOC条約に加盟することの是非ではなく、TOC条約の加盟のために共謀罪が必要かどうかであるため、小澤参考人の意見陳述は的外れであった。

他方、共産党の畑野君枝議員の「TOC条約を締結するときに、国内法の条約適合性についてチェックする国際機関というものはあるのでしょうか」

という質問に対して、小澤参考人が「ごいません」と断言したことには注目すべきである。「共謀罪を作らなければ条約に加盟できない」という政府側の主張が、条約締結の仕組みから見てもミスリードであることが暴かれた。

## 3 井田参考人

井田参考人は、「今回の法案は」三重の限定によつて、その囲い込みというのには基本的には成功している」などと述べ、政府の立場をそのまま追認する意見に終始した。しかし、井田参考人の理解は本法案の条文からは乖離している（ドイツ刑法の条文を基に意見を陳述していたのではないかと指摘すら存在する）。

井田参考人のこのようなスタンスは、法案の条文に書かれていないことをあたかも要件であるかのように説明し、「要件は厳格である」「一般人には適用されない」と繰り返す政府のスタンスと共通している。

法律家が文言を素直に読めば、本法案の適用対象は広範かつ曖昧に過ぎると指摘せざるをえないのではないだろうか。

## 4 小林参考人

小林参考人は、「ほとんどの人は、物言わぬ市民です。……けれども、物言わぬ市民は、あると

き、物を言う市民に変わってしまうことがあるんです。それはやはり、子供が被害に遭うとか、いろいろな切羽詰まった状況になれば、物を言わざるを得なくなるんですよ。……そういう物言う市民というものをどう守るかというのは、これは民主主義の要諦です」と述べ、今回の法案は国民の大多数には関係がないという風潮に対して警鐘を鳴らした。

## 5 高山参考人

高山参考人は、二七七の対象犯罪について、公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法違反などの公権力を私物化するような犯罪が除外されている一方で、所得税法違反や違法なキノコ狩り（森林法違反）などの五輪とも暴力団とも関係のない罪がいくつも含まれていることを指摘し、「このような内容が不可解な法案にそのまま賛成するわけにはいきません。国民が理解できる合理的な説明がなければ、やはり民主的な議論というのはできないのではないのでしょうか」と述べた。

また、準備行為については、「ある人がある場所に赴く、その目的が花見のときは処罰対象にならないが、犯罪行為のための下見のときは処罰対象に入ってくるということが出てまいりました。これはまさに外見上は全く何の違いもございませんで、違いは内心そのものです。そして、片方

が処罰され、片方が処罰されないということは、その内心の違いだけを根拠として処罰されているのと同じことになるわけです」と問題点を指摘した。これについては、井田参考人も、「内心を見るというのはある意味では当然、つまり、犯罪を意図して、意を決している、それを実現しようと思っているからこそ、その行為が危険であるわけなので、内心を見るのは当然だという話になってくるのではないかと認めている。

## 6 早川参考人

早川参考人は、二年前に自民党の衆議院の法務委員会の理事として、廃案になった当時の共謀罪法案の修正作業を行っていた。このときには、対象犯罪は今法案の半分以下である二二八にまで絞られていた。

早川参考人は、今回の法案の対象犯罪について「多分、一つ一つの犯罪を検討すると、ああ、これは必ずしも日本では処罰の対象にする必要がないのかもしれないというのが出てくるのではないかと思います。その議論をぜひともこの法務委員会、あるいは関連のところでお進めいただきたい」と述べた。

早川参考人の意見は、今回の法案が過去に廃案になった法案よりも後退していることを指摘するものであり、元自民党の議員からこのような意見

が述べられた事実は重たく受け止められなければならない。

## 7 まとめ

共謀罪に関する審議では、野党側の追及を政府側が強弁によつて退ける姿勢が目立つ。たとえば、「一般人が捜査の対象になるか」という答えが予め定まっているような質問に対しても、政府は「対象にならない」と答弁している（果てには捜査の一段階前の調査・検討の段階においても、「一般人は対象にならない」と答弁している。警察は神の目を持つているということだろうか）。

今回の参考人招致でも、与党側の参考人（小澤参考人、井田参考人）には、政府同様の強弁が目立った。

野党側の参考人が鋭い指摘を投げかけると同時に、民主的な議論を求めていることから明らかに通り、共謀罪法案について議論のスタートラインにすら立てていないというのが国会の現状である。

共謀罪は刑法の大原則を変更するものであり、憲法上の疑義がある。そのような法案がたとえ立法事実が一つも明かされないままで強行採決されようとするとともに、我が国の民主主義は機能不全を起している。

# APRN隔年会議2017

「Resisting Militarism&Building People's Power & Democracy  
(軍事主義への対抗と人民の力と民主主義の構築)」の共催

東京 長谷川弥生

五月六日と七日に国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、標題の会議が行われました。主催者はフィリピンを本拠とするアジア太平洋資料ネットワーク(APRN)、日本現地実行委員会として、アジア太平洋資料センター(PARC)、アジア共同行動日本連絡会議(AWC)、アジア太平洋移民ミッション(APMM)、青法協弁学合同部会、日本国際法律家協会が参加しました。海外から来日した参加者は約四〇名でした。出身国は、フィリピン、パキスタン、キルギスタン、タイ、バングラデシュ、インド、ベトナム、インドネシア、香港、マレーシア、スリランカ、インド、韓国、ニュージーランド、アメリカ、ミャンマー、と多様な顔ぶれでした。

以下に会議の内容についてご報告いたします。

## 1 五月六日 会議

まず基調講演「軍事化、戦争と民主主義の政治経済」が行われました。三人の講演者により①アジア地域は軍事的にも文化的にも侵略されており、西欧的な価値観を内面化させられてしまっていること、政治的にも経済的にも、占領されていること(元アメリカ国會議員)や、②沖縄の問題について、沖縄戦の実態やそこから生まれた軍への不信感の存続、平和学の観点から沖縄が直接

暴力・構造的暴力・文化的暴力にさらされていること(名古屋学院大学教授)③世界中で軍事費が高騰する一方で教育、健康や福祉への配分カットが起きていること、また、経済的利益確保のために私企業が私兵を雇い軍事力を行使していること(APRN議長)、などの講演が行われました。

続いて、アジアの地域別パネルディスカッションが行われ、①北東アジアから、日本の武器輸出問題、②西アジアと北アフリカから、アラブ連合の失敗とISの台頭、③東南アジアから、各国の主権を脅かす中国の存在について、④南アジアから、インドとアメリカの接近による当該地域への脅威、⑤太平洋地域から、ファイブアイズに含まれたニュージーランドやオーストラリアの米国等との軍事協力、がそれぞれ語られました。

昼食をはさんで午後はまず、日本に焦点をあてて、糸数慶子参議院議員と猿田佐世弁護士によるパネルディスカッションが行われました。経済界の利益のための軍事化、軍産複合体の問題、日米の外交においてワシントンには外務省と企業の声しか届いていない現実について海外の参加者が興味深く聞いていました。

その後、「軍事化や戦争による影響」と題して影響を受ける属性ごとの観点から五人のスピーカーによるトークが行われました。①女性——軍事費のごくわずかな一部でも女性や子どもの福祉にあ



参加者たち・会場にて

てるべき、②先住民族——天然資源略奪のために集落ごと移住強制されたり、軍が部落のなかに入り込んだり、抵抗すれば山ごと爆破したり大量虐殺されたりしている現状、③農民——多くは多国籍企業によるプランテーションにより食料の統治が侵害されている。化学物質により健康が害されていること、④難民——ロヒンギャ族の国内における無国籍化、政府をあげての非情な迫害の実態について、それぞれ具体事例をあげて話されました。

その後、ワークショップが二セット行われました。少人数にわかれて第一セットでは軍事主義に対抗する民衆の権利行使、ミリタリズムと移民、ミリタリズムや戦争に対する女性や少女の組織化、のそれぞれのワークショップが行われました。第二セットでは、環境や気候と戦争、SDGs 16「平和的包括的社会」実現の監視、アジア太平洋地域における軍事基地、のワークショップが行われました。

## 2 五月七日

### 会議と横浜でのデモ行進

会議二日目は最初に、二人のスピーカーによる基調講演が行われました。まず、糸数慶子議員により一日目に引き続き、日本ではこの数年の間に

特定秘密保護法や安保法制などが制定され、さらに現在共謀罪が制定される危険な状態にあること、いずれも沖縄での運動にとって非常にダメージを与えるものであることが強調されました。また沖縄での米軍関係者による度重なる性犯罪の発生とそれによる被害が熱く語られました。次に、パキスタンの女性から、軍により女性が心身ともに被害に遭っていることについて、いくつかの国の状況が報告されました。米軍の内部にいる女性が高い割合で性的ハラスメントを日常的に受けていること、ネパールの毛沢東派の抵抗勢力内でも同様の状況であること、軍では女性は男性の所有物である、との考えがより支配的である、と結論づけられました。女性は沈黙しているのではなく、連帯して声を上げていこう、と呼び掛けが行われました。

次に閉会パネル「民衆の民主主義と統治VS軍事主義と戦争」が行われました。まずインドの女性、参加民衆の民主主義と軍事主義について、インドで広がる牛肉禁止令（ヒンズー教徒は牛肉禁止だが、イスラム教徒は牛肉を食べる）について、食料原理主義の報告がなされました。裁判所での一部無効判決、反対デモなどが紹介されました。また多国籍企業による武装などについても報告されました。次に笹本潤会員が平和への権利について解説しました。参加者は条文の解説に聴き入っ

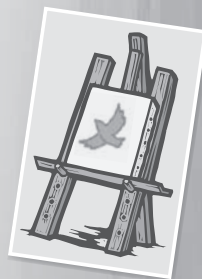
ていました。最後に、APRNの創設者が、人民による統治、人民により支えられる民主主義について講演されました。民主主義とは、究極的には人民の権利を守る体制であること、人民による統治とは、十分な情報のもとに人民が自らの権利を知り、制度的に保証された、連帯と自決のメカニ

ズムである、との定義づけがなされ、会場から大きな拍手がありました。  
午後は、横浜に移動してデモが行われました。横浜では、アジア開発銀行の五〇周年記念年次総会が開かれており、開発による搾取や人権侵害に反対するデモと集会でした。

以上内容的に非常に充実した会議でした。会議の詳細については、Face bookのイベントページ(「APRN Biennial Conference 2017」)を参照ください。

## あいち支部報告

# フィールドワーク@長野・無言館



あいち 林 翔太

フィールドワークとは、現場に行つて憲法や平和、環境などの社会問題を学ぶため、そして所属会員同士の懇親を深めるため、現場に行つて学び、楽しむものです。あいち支部では、二〇〇六年まで行われていたところ、北村栄(あいち支部会員・同顧問)の提案により本年度に復活し、同年以来、初めての開催となりました。今回は長野県を訪れ、一日目に上田市にある無言館へ行き、戸倉上山田温泉の源泉かけ流しのホテル圓

山荘(まるさんそう)に宿泊し、二日目は松本市中町の散策・石井味噌の工場見学・昼食をするなど長野県を堪能しました。

一 一日に訪れた「無言館」は、窪島誠一郎氏により、信濃デッサン館の分館として一九九七年開館した美術館です。そこには、第二次世界大戦中、志半ばで戦場に散った画学生たちの残した絵画や作品、イーゼルなどの愛用品が収蔵・展

示されています。全国美術大学の学生や卒業生の作品であることは言うまでもないですが、長野県出身者だけでなく、全国各地の出身者のものがあり、中には愛知県出身の画家の作品も展示されていました。そのコンセプトは、展示されている作品を目で見て戦争や平和について考えることですが、「無言館」と名前のとおり、「言葉は「無」くとも、作品から作者の思いが伝わり、鑑賞後は参加者の誰もが言葉を使い、「無言」になるほどの



無言館にて、参加者の集合写真

その厳肅な雰囲気は圧倒されました。

宿泊先の圓山荘にて、参加者の意見・感想を発表する機会が持たれました。参加者それぞれの視点から多様な感想が出ましたが、皆共通して言えるのは、戦争に駆り出されたために、作者の意志としては絵画を描きたい・絵画を完成させたいと

思うにもかかわらず、それが当時の政府によって起こされた戦争のために、若き才能が奪われることの残酷さ、絵を自由に描いていられるためにも平和が重要であるということです。作者の生涯、絵筆一つ一つのタッチからその無念さが何とも言い難いものがありました。

私自身が印象に残った作品としては、兄弟で画家であった者たちの作品です。私個人の話をして恐縮ですが、私は男四人兄弟です。一番下も大学に進学したことから、今戦争が起こった場合には、兄弟全員が駆り出されることは必至と考えられます。実家には、出征した祖父の兄二人の遺影が飾られています。

作者二人の生涯・遺品について、その説明書きなどを確認したところ、二人はともに出征したのですが、配属先も、出征先も異なったため、お互いがどこで何をしていて、生きているのか、それとも死んでいるのか分からなかったようです。実際に二人ともそれぞれの戦場で戦死したそうです。

これを自分にあてはめてみると、私たち兄弟が戦争に行ったときには、誰がどこにいて、無事かどうかも分からないまま、最悪の場合、戦死により人生を終えることになります。こうして我が家の血筋は絶たれ

てしまうのかと思うと不安です。祖父の兄弟はこの兄弟と同じ思いで、戦死したと思うと無念でなりません。

また、画家たちの亡くなった年齢が二〇代であるのが驚きです。先に述べたように、戦争により若い才能が奪われ、日本の文化の発展に寄与できなかったと思われるのに、志を遂げられず人生を終わらせたことは残酷としか言いようがありません。このことを現代で考えると、一億総活躍社会と政府は謳いますが、戦争によりそれが実現されるのか、疑問でなりません。

宿泊先では、ゆったりと温泉を楽しみ、大きな宴会場での会食、部屋呑み形式での二次会など参加者の親睦をより深めることができました。

## 二

日目は、松本市を訪問し、中町散策として、四柱神社の参拝や中町商店街の散策などそれぞれ蔵のある街「中町」の風情を十分楽しみました。天気にも恵まれたこと、桜が満開で、女鳥羽川のせせらぎなど、街の雰囲気がより一層際立っていたように思います。

昼食は、「石井味噌」で取ることにしました。会場到着後、味噌工場見学として、味噌蔵を見学、従業員の方に「石井味噌」の成り立ちや味噌自体のことについて説明いただきました。

## 今後の日程

### 【第16回人権研究交流集会】

\*2017年11月25日(土)～26日(日) 大 阪

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

7月19日(水) 13時半～ 青法協本部

### 【修習生委員会】

7月13日(木) 10時半～ 青法協本部  
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

### 【広報委員会】

7月24日(月) 17時半～ 宮本智法律事務所

各種企画につきまして  
は、ホームページの「イ  
ベント・学習会のお知らせ」  
をご参照ください。  
本部に寄せられた支部の  
企画も掲載しています。



「八丁味噌」で有名な名古屋の出身者として味噌のことをあまりにも知らなかったことは非常に恥ずかしいです。昼食のメニューには、伝統製法で製造された「信州三年味噌」を使用した料理が出され、舌鼓をうちました。

**今** 回の憲法ワールドワークは、あいち支部として久しぶりの取り組みとなりましたが、今回の活動があいち支部の会員にとつて勉強、遊興となり、有意義なものとなったことは言うまでもありません。今後も、このような活動に取り組んでいければと思います。

会員の  
みなさまへ

## 青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

## 編集後記

▼石器時代に最も近い国というくらいに乏しい予備知識で一月号と今月号の表紙写真のパプアニューギニアに飛んだ。成田から直行便で六時間半。日本の一・二五倍の国土に無数の空港があるのは地形的に自動車道路や鉄道が整備しづらいため。しかし、その空港も名ばかりで、多くは滑走路しかない。▼そんな赤道直下の国であの太平洋戦争中、最も悲惨とされることが起きた。ろくな糧食や装備もなく、高山越えの無謀な攻略に送り込まれた一五万余の将兵のうち、実に二万五〇〇〇余がマラリアと飢餓で斃れた。戦後、生き残った勇気ある兵士の告白により、敵や仲間の人肉を食べたという衝撃的事実も明らかになった。▼敵の猛撃からひたすら敗走するだけの日本兵を見ていた現地住民には日本の侵略に対する怒りは薄く、あるのはトヨタの『ランクル』とその技術力への信頼と憧憬だけ。▼八〇〇の言語と七〇〇の民族が共存する人口六〇〇万人のこの国にはききな臭い世界情勢とは無縁なゆるりとした時間が流れている。

(宮本 智)